1

有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について

有安道人『弾僧侶妻帯論』 有安老人『対客一話』について

付録 『対客一話』翻刻資料

菅 原 研 州

一、はじめに

的とした研究である。 客一話』を比較検討することで、後者の著者を確定することを目 こと西有穆山『弾僧侶妻帯論』と、新出資料である有安老人『対 本論は、 明治時代当時に、僧侶の結婚を強く批判した有安道人

二、有安道人『弾僧侶妻帯論』について

ある通り、 治期を代表する宗乗家であった西有穆山(一八二一~一九一〇、 の出身者に違いないが、 『弾僧侶妻帯論』については、かつての研究において「聖道門 著者不明とされていたが、その後において曹洞宗の明 その出身・經歴は未だ探索し得ない」と

大本山總持寺独住第三世)であるとされるようになった。 (②)

改めて本書についての概要をまとめておきたい。

- 構成 「第二説夢編」と略記)』の二部構成 『弾僧侶妻帯論』『弾僧侶妻帯論二 説夢編(以下)
- これは擱筆時期であろう。後編の「第二説夢編」について 執筆時期 ど時を置かずに示されたものか 前編部分末尾の記載から既に構想があり、前編とそれほ 前編の奥書に「明治十二年三月五日」とあるが、
- ·出版社 出版である可能性が指摘される ものと思われる。ただし、奥付等は無く、著者等による自費 時、東京府東京市京橋区内に所在した出版社から刊行された 刊行時期 なく、先に挙げた日付をそのまま刊行時期とする見解もある 前編末尾の欄外に「成文社刊行」とあるため、当 不明だが、執筆時期とそれほど離れている印象は
- 聞書者 夏目義順による(5)

名前を間違えて紹介されるほどであり、十分な検討などを経た推 後年の Richard Jaffe による指摘を経て、『西有穆山禪師』 後百年を迎えて』でようやく記載されたが、『禅僧侶妻帯論 の史伝を紹介する文献でも、法嗣の岸澤惟安(一八六五~一九五 般についての憂慮を示したものだったことが挙げられよう。西有 派について言及したものではなく、明治一〇年代の日本仏教界全 五)による『先師西有穆山和尚』では本書が紹介されておらず、 本書の著者が近年まで定められなかった理由として、特定の宗 赺

をおけれる。 すが著者の名前に挙がった理由は、上記のような経緯がある。 お果、聞書した者についても、西有の側近であった夏目義順であると判明している。文面からは著者不明であるにも関わらず、西 有修山という生き方』では書写本の存在も指摘されており、その 定とはいえない印象であった。なお、最新の研究成果を含む『西

ならなかったといえよう。 道人」と「有安老人」という呼称のわずかな相違は特段問題には 演」と書かれている。 (6) 長松院で西有が講義した 『安心訣(一名帰依三宝訣)』も 一六年 (一八八三) に、 本書には、「有安道人」という著者名 そして、 西有には 他にも明治二六年に鴻盟社から刊行された 現在の静岡県掛川市内に所在する曹洞宗 『正法眼蔵開講備忘』は、 「有安老人」という呼称もあった。 「有安老人口演」とある。 (講演者名) 「有安老人口 が記されて 「有安 明治

曽呂ノ妻帯ハ去城ノ目ニメ至虱ノ盛ンナルハニ國ノルナリ故あったということと、以下の数節が影響していると思われる。された理由は、本書の論調が基本、僧侶の結婚を批判する内容ではいない。そのため、かつての研究で「聖道門の出身者」と推定はほども指摘した通り、本書は特定の宗派に依拠して書かれて

> ٤ 表現であったと思われる。そのため、 て政府が関与しないことを表明した「太政官布告」第一三三号 載されたことであろう。 の言い回しであり、かつてであれば 定していることが挙げられる。 治一二年という記載と矛盾しないことが理解出来る。 (通称 本書の特徴として、 破戒者としての「妻帯宗」とに二分化して見つつ、 「肉食妻帯令」)の文言を承けた時代だからこそ、 僧侶のあり方を持戒者としての しかし、 管見の限り、 明治五年に、 「聖道門・浄土門」などと記 執筆時期などについて、 この区分は本書特有 僧侶の結婚につい 「清僧宗 前者を肯 明

者ヲ愛スルコト勿レ 者ヲ愛スルコト勿レ 者ヲ愛スルコト勿レ (8)

そのため、国家護持のためにも清僧宗の隆盛を求めているのであととなり、維新に繋がったという見方をしていることが分かる。かったが、徐々に仏教界が廃れ、結果として廃仏論が出て来るこかったが、徐々に仏教界が廃れ、結果として廃仏論が出て来るこ譲持に関わると指摘している。その身近な例として、徳川幕府の護持に関わると指摘している。その身近な例として、徳川幕府の更に、清僧宗の僧侶が多い方が良いとする理由について、国家

有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について

れとは逆行している。る。江戸中期以降、日本でも政教分離の観念が構築されるが、そ

二説夢編」でも詳しく論じられている。 が類が適合することが分かる。なお、持戒に関しては、本書「第分類が適合することが分かる。なお、持戒に関しては、本書「第分類が適合することが分かる。なお、持戒に関しては、本書「第分類が適合する」であり、従って著者が理想とする国家護持に関わるのは「戒」であり、従って

二ー一、「第二説夢編」について

されていないため、解題を付しておきたい。 「第二説夢編」については、『明治仏教思想資料集成』にも収録

- 人著」とあって、独立した著作であることを窺わせる・著者 前編は「有安道人」とあるのみだが、後編は「有安道
- ・執筆時期 不明。一切の記述がない
- ·刊行時期 不明
- 出版社 不明。一切の記述がない
- ・体裁 和書袋綴で表紙を含めて全七枚。前編とほぼ同じ分量

二年と時を置かずに後編も刊行されたものと思われる。 以下の記述から後編も自費出版であったものと思われる。 ぼ同じであるから、 大きな違いはない。 右記の通り、 ただし、 後編の 刊本を見る限り、 よって、 おそらくは出版社なども同じであり、 「第二説夢編」 前編が執筆或いは刊行された明治 前後編で紙質や体裁などに について、書誌情報は判然 体裁がほ また、

> ニ記シテ社友ニ示ス也 9照顧セシメ政家ヲ誡ルノ意アリテ一人ノ夢ニ非ルカ如シ故ヲ照顧セシメ政家ヲ誡ルノ意アリテ一人ノ夢ニ非ルカ如シ故

解出来よう。かったことを想起させるため、自費出版という扱いの妥当性が理かったことを想起させるため、自費出版という扱いの妥当性が理配布するために書かれたものであり、広く流布する目的ではな、敢えて「社友ニ示ス」とある通りで、自らの周囲にいた者達へ

おり、 が次のような発言を行った。 なる碩徳会議における風景の描写から始まり、 が始まったキリスト教への対抗的意図を表明した文脈が目立つ。 「清僧宗」が社会にとって必要であるかを説き、 方で、 後編冒頭では、 そして、前編部分の大半は、 仏教徒における戒学の参究を促すものとなっている。 「第二説夢編」 著者が夢の中で見た、 は筆者による見解を連ねた内容となって 或る問者との問答体であり、 ある一大寺での宗派混淆 その中である議員 末尾には再宣教 何故

ヤ宗門繁昌ニメ英傑モ亦多シト主張セリ で至ラス〈中略〉先ツ論ヨリ証據トスへキ者ハ抑眞宗ニ非スを至ラス〈中略〉先ツ論ヨリ証據トスへキ者ハ抑眞宗ニ非スに至ラス〈中略〉先ツ論ヨリ証據トスへキ者ハ中等以上ニノ眞

して、本当に戒法を守っている者は「雨夜ノ星」の如く少なく、戒法を挙げているのである。その一議員は当時の仏教界の実態と要は、日本においては仏法が至極振るわずに、その原因として

場も重ねて反論されたと思われるのが、 た、 てきた宗派でもある。 である親鸞(一一七三~一二六二)以来、 真宗)」を挙げたのであった。 を守らなくても、 いることなど慙愧にも思わないとしているのである。 では肉を食べ結婚しているとし、 中等以上の者は表には戒法を守っているように振る舞っても、 中世の段階で既に寺院を血縁相続する方策を積極的に展開 宗派として繁昌する事例として、 そして、これらの見解に対して、 いうまでもなく、 それ以外の者は最早、 以下の文脈である。 結婚を忌避せず、 浄土真宗は開祖 「眞宗 また、 一西有の立 結婚して (浄土 戒法 ま 陰 Ũ

め、

れ

ニ及フモ肉妻ヲ縱ニスルノ宗徒トナル可ラス(ユ) 而ルニ鼠色ノ直綴ニ茶色ノ麻衣ヲ搭シタル一老僧アリ未タ何 ノ碩学ナルヤヲ知ラス突然起立メ曰吾宗ノ如キハ假令斷滅

誡

ものの、 三学の基本を述べたという。 て、 ての斷滅までも覚悟していた西有の見解が明らかである。 この主張から、 以下の数節から、 この一老僧は高声に自らの主張を続け、 やはり特定の宗派に依拠したものではなかった。 仏祖の示訓たる持戒を行えない場合、 ある程度の絞り込みが可能となる しかし、 その内容は戒学一般に及ぶ 仏教における戒定慧 宗派とし そし ただ

> る。 旧

た、

而ソ受授ノ式法アリテ用テ佛性ノ種子トナスモノハ釋徒也(3)

斷絶ス セ ン[4 又無戒ノ僧ノミナルトキハ誰レアツテカ戒師ヲ勤ムルヤ戒師 ノ人ナケレ ヘシ戒脉果シテ斷スルトキハ佛法ノ恵命於是乎斷 戒原文 アル可ラス戒師ナク戒檀ナクハ 戒脉自ラ

> なり、 治時代初期には廃仏毀釈に対抗して戒律復興運動を行った福 推定される。 きであろう。 の主張は従来評される史伝や著作全集からも明らかである。 なるが、天台宗の円頓戒思想を受け継ぎ、 識したものであった可能性が高い。 が繋がると考えていた宗派になることを意味している。 脈・仏法の慧命というキータームから、 言であることが分かる。更に、 全体として通仏教的主張であることも理解出来る。 福田がイメージされていたのかもしれない。 弊一 は『梵網経』で説かれる仏性戒 前者の内容から、受戒が仏性の種子となることを示すため、 (一八○九~一八八八)が輩出されるに至る。 福田は明治元年の 本書における西有の主張は、 天台宗・真言宗・浄土宗・曹洞宗・臨済宗などが該当すると 同会盟では王法と仏法の不分離・邪教の研窮毀斥・自宗の 洗などが議論されるなどし、 あるいは、 しかし、 時代的な関係から、 「諸宗同徳会盟」 先ほどの「一老僧」 後者については、 福田や同会盟の影響も考慮すべ (菩薩戒) 同宗は教理的には浄土門系と 戒律の護持が主張されてい 受戒を行った際に、 結成時から指導的立場と 戒学の研鑽に優れ、 特に日本の浄土宗を意 とは同会盟における そうなれば、 の思想を踏まえた発 福田の戒律 戒師・戒壇 そのた 戒脈 主重視 田 ح 明

なり、 た発言だと思われる)ことで勢力を衰えさせていることを指摘 そして、 清僧宗こそが真実の宗教であるとしながら、 特に北米などを経由して伝来したプロテスタントを意識 「第二説夢編」 は、 耶蘇教もまた妻帯する たとえ数は少な (明治期に

を鮮明にするのである。 くとも、 その勢力を維持しつつ、 国家護持を進めるべきとの立場

有安老人『対客一話』について

写本を用いて行う。まずは同写本の書誌情報を整理したい。 げられていない。本研究は筆者が二〇一八年中に入手した明治期(E) ことがなく、 有安老人『対客一話』は、 また、これまでに編集された西有の著作目録にも挙 管見の限り従来の研究で指摘された

冊数 <u>一</u> 冊

料紙 楮紙

大きさ 縦27 cm×横17

装丁 袋綴、 紙縒りで上下二箇所を止める

題目 外題 對客一話 全

内題 對客一 話

後題 有安老人對客 二話

枚数 表紙 <u>]</u>

本文 <u>6</u>

奥書 1

行字数 毎葉13行 各行約23~26字

書写年 明治廿八年三月初三日

書写者 清隠山安居之日 微笑庵謹写

所蔵者 現在・菅原研州

が著者であったことが分かる。

有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について

旧蔵者・微笑庵 (詳細不明

> 答体として編まれている。 立つ或僧が意見し、それへ著者が清僧宗の立場として応答する問 のといえる。 に先に挙げた『弾僧侶妻帯論』及び 全体で四〇〇〇字に満たない文章量であり、 また、 「対客 話 の題の通りで、 「第二説夢編」 その主張は基本的 妻帯宗の立場に に共通したも

ルティン=ルター(一四八三~一五四六)のことである。 プロテスタント教会設立のきっかけを作ったとされるドイツのマ めつつ強い批判を展開している。なお、マルチンリヨーサとは う見解について、著者が反駁したものであり、 は浄土真宗の親鸞が英雄で、マルチンリヨーサは豪傑であるとい 答しており、世間の価値観が大きく変化した時代に仏教者たる者 への行動の指針を示したものとなっている。 し文明開化の世にいればどう振る舞ったかを仮想しつつ二問を問 五一七年以降にローマ=カトリック教会に対して批判を行い 内容から前後半の二部構成となっており、 後半は妻帯宗として 前半は永平道元がも 具体的な対象を定

なっている。 が知られなかったが、『対客一話』は明確に理解出来るものと そして、『弾僧侶妻帯論』「第二説夢編」では、著者の宗派など

も道元を指して「吾宗祖」などと呼称するため、 著者の見解が示される文脈で 洞宗ニアラスヤ(16) 髙祖宗旨ヲ開クニ意無フメ其子孫ニ至テ自ラ開ルモノハ吾曹 「吾曹洞宗 と述べており、 曹洞宗内の僧侶 他に

して、 考慮しつつ、 記 る。 いることを批判した。 が示された時期を考えると、 すものである。 元政が示した「隠逸」という生き方が道元の理想に叶うことを示 六年に村上勘兵衛により復刻された三冊本を参照したものか。 刊)と推定される。更に、 衣・徽号を受けなかった一事などの宗派内の伝承を採り上げてい しても一顧だにしなかった一事、 一六六八)が編んだ『(扶桑) 『隠逸伝』には道元の伝記が載っているわけではないが、 、讃歎としては、 この際、 なる者が、 という呼び方をしているものの、 これらの見解を元に著者は、 話 内容からも面山瑞方編 道元の伝記として参照されたのは、 前半第一問において語られる道元の伝記 政府に取り入りたくて、こぞって東京で出仕して 『隠逸伝』復刻刊行の年次などから『対客一話』 鎌倉行化の後で北条時頼による建長寺建立に際 著者は日蓮宗の深草元政(一六二三~ 明治一六年以降であったものか。 隠逸伝』にも言及するが、 玄明首座擯斥の一事、 当時、 当時よく読まれた道 『訂補建撕記』(一七五四年 各宗派に現れた 著者は そして紫 事 序文で 明治 元伝を 「行状 道 績 そ 徳

食妻帯令」では法用以外での俗服着用を認めるが、 往来ハ法服ナルニアラスヤ」としつつ、 いかという問いが発せられた。 蓄髪・肉食をしなければ、 前半第二問では、 ノ也 と批判し、 政府の見解に則り、 更に「諸本山継目参内内務省社寺局 著者はまず、この見解を 世間の人と交わりにくいのではな 後述するように通称 僧侶も俗服を着 その政府で 「惑ヘル 肉肉

> 明治二三年で、 のである。 道理が無いとした。そして、 を説いた『安心訣』の別名が もし本書の著者が西有であったとすれば、 行う人を挙げている。 しても、 あっても法服を嫌っていないとし、 『対客一話』が示された時期と同時代であるとも考えられる。 不信心であるから初めから交際すべきではないともする また、良き信者のあり方として真実の「三宝帰依」 鴻盟社の刊行が明治二六年であったことから 「三宝帰依」は仏教徒の基本ではあるが もし法服を忌むような檀家がいたと 「帰依三宝訣」 檀家信徒は尚更に法服を忌む 西有が檀家信徒の安心 であり、 同書執筆が

となる。 監督を行った。 神道各教団のみならず、 部省の混乱とその廃止を受けて内務省に移管され、 月から、 先に引いた一文に「内務省社寺局」 三三年四月までの間に編まれたものであることが明確 同局の設置期間から、 いわゆる教派神道各教団についても管理 の語が見えるが、 **『対客**一 話 が明治一〇年 伝統的仏教· 同局は教

解が呈されたのみであったが、 落に及ぶ回答が示された。 を讃えつつ、当代の僧侶も妻帯してこれらの者に続くべきとの見 土真宗の親鸞と、 『対客一話』 後半は問いこそ、 三〇〇年前に開いたプロテスタント それに対して著者からは三つの段 妻帯宗を六〇〇年前に開 のリヨーサ た浄

会 まず の様子を見ると、 第一としては、 時代などは知らないとしつつも、 著者は洋学をしない 僧侶も権威に奢り、 口 ためリ ーマ 品行不正であって í E I (カトリック教 の説く宗

義

つつも、 は修羅場であったとも喝破した。 くの死者を出したことについては批判し、 賛意を示した。 を惜しまずに 人々の信頼を受けているとは限らないところに、 ルター 「異趣義」 しかし、 の伝記や欧州の歴史について、よく学ばれていた その結果、 を主張した様子は、 この点では、 欧州を宗教戦争が席巻し、 リヨーサが開いたもの 実に豪傑であったと 洋学をしないとし リヨーサが身命 匆

> ば、 り、

経

印象を得る。

なる。 では、 が、 覚が『まるてん・るーてる伝』を著すなどしたという。 たものは未見である。 のである。これは 前半にはルターの事績は日本でも広く知られるようになっていた もルター伝が採り上げられるようになる。 国会図書館の所蔵文献も調べると、 いて若干の記述を行い、 『ルーテル伝』 日本におけるルター研究について、 の翻訳者) ただし、 :細は不明である 誰かから耳で聞いて、 中村正直 (音読みで「ろとう」となり、 が警醒社から刊行され、キリスト教系各種雑誌に ルターを が明治七・九年(一八七四・七六)にそれぞれ (サミュエル・スマイルズ『自助編 『対客一 そのため、 続いて明治二一年(一八八八)には加藤 「マルチンリヨーサ」という呼称で論じ 一話 その呼び方を決した可能性がある の成立推定年代と一致することに 著者は何らかの著作からではな 明治二二年には素軒逸史訳 ルターを示す)」の伝記につ 先行研究が指摘するところ(18) つまり、 明治二〇年代 (西国立志 更に国立

一段落は親鸞についての評価が示され た。 親鸞の場合、 師

で

を

有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』

について

起きずに持戒がなされたと見える。 として引用しているように見える一節だが、 開経である『梵網経』で菩薩戒を説き、 家者の持戒を尊重する努力がなされるべきことを示すためであろ 引用された理由は 章からは妻子や自身の肉を供養したように見えるが、 される。そこで、道元の解釈を含めて見てみると、 ある。「佛言(『正法眼蔵』本文では「釈迦牟尼仏言」とある)」 シカアレハシリヌ飲食衣服卧具醫薬僧房田林等ヲ三宝ニ供養スル 女人以妻子肉供養三寶以身自肉供養三宝諸比丘既受信施云何不修 定めるべきであるという。この時、 し在家の男女が三宝を供養するとすれば、 の真宗の存在は、 を根本とし、無戒の仏宝・僧宝などはないとした。よって、 系の教判五時説に準えて、 に教線を拡大したことは当代の真宗の興隆を見れば明らかであ ある法然の教えとは 『正法眼蔵』「発無上心」巻の一節で 自身オヨヒ妻子等ノ身肉皮骨髄ヲ供養シタテマツルナリト」 「飲食・衣服」などと置き換えており、 でも戒を説いたことから、 論破せざるを得ないとしている。 英雄の評価に値することを認めつつも、 仏法の衰滅を早めるとも非難した。そして、 信施の現場においては在家者であっても 「異赴義」を唱えて自ら妻帯し、 仏一代の説示を見れば、 三宝の内仏宝も僧宝も皆、 著者が参照したのは永平道元 『対客一 「佛言優婆塞優婆夷善男子善 まず大乗仏教を含めた天台 入般涅槃に因む その結果、 僧侶の持戒の有無を見 実際には典拠不明と 仏法の大意から見れ 話』で、 引用された文 『華厳経』の 庶民を相手 この部分が 愛欲などが 道元はそれ 戒 『遺教 無戒 出 で

門を復古し、

仏祖の大恩に報答するように求めたのであった。

う。

道曉 るけれども、 識が寄せられたことである。そこで、『対客一話』では、 徳があったためだと論じるなどし、日本では、 尊勝陀羅尼』の読誦が禅林で広まったのは、 内に所在する長母寺 言ス妻帯夛同ノ憐儀ニ決スルヿ勿レ」と檄を飛ばすなどして、 するのである。 を派遣すればどうなるか、 持した清僧ばかりであるとし、 というべきか。そして、 を被ることを予言する。 ると主張する。外見上、真宗は勢力が強いように思えるけれど ある真宗の僧侶は、 いう考えであった。 僧が信施 罪」についてである。 問題を指摘しており、 今後はリヨーサの修羅場や、 他宗派もそれに続くようなことがあれば、 (一二二七~一三一二) 中国・チベット・タイ・スリランカなどでは、 (在家者の信心からの施財) 当時としては著者の護法の念に基づいた訓導の言動 その際に、 不清浄僧と清浄僧とが同列で供養を受けることの 日本では中世禅林で修行し、現在の名古屋市 信施によって大いに罪を得ると主張し、 (臨済宗東福寺派)で著述活動を行った無住 これは、 主として論じられているのは、 段落の後半では日本では妻帯僧が増えた 現代的な視点では、強圧的な言動に思え 心配で夜も眠れずにこの書を著したと 「遂ニ一篇ヲ綴ル因テ我宗諸兄弟ニ一 が『沙石集』巻九において、『仏頂 ある時その国などから日本に清僧 本来応供たる仏・阿羅漢ではない 親鸞の法害などのような悪影響 を受けた場合、 信施の虚罪を消す功 常に一定の問題意 同じように罪を得 罪を得ると 「信施の虚 戒律を護 無戒で Ł

> にも、 説示が見られるが、その内容からは、 認した通りである。 に参じた碩徳の文章であることが容易に見て取れる。 の念が感じ取られ、 が明治一二年よりも更に批判対象への学びを進めたことを意味 より批判の対象が明確になったことを意味している。 などの名前を出して批判することは、 た主張の中にあったことが分かる。 以上、 それを可能にするほどの関連刊行物が世に出たことは既に確 真宗批判・基督教批判は見えており、 『対客一話 また、 『正法眼蔵』 の概略を確認した。 前半の問答には、 の適確な引用からしても その過程で、 明らかに高祖道元への慕古 『弾僧侶妻帯論』よりも 既に『弾僧侶妻帯論 特に曹洞宗に関する その意味では一貫し 親鸞やリヨーサ これは著者

明治二一~二八年の間に成立したと限定できよう。に書写時期)、またルター伝の日本社会への浸透などを考慮し、そして、『隠逸伝』の明治期復刻時期と先に挙げた書誌情報(特も勘案して、西有穆山による著作と見て問題は無いように思う。よって、『対客一話』については、奥書の「有安老人」の記述

ていたのかを検討したい。であったのかということと、西有が僧侶の妻帯をどこまで批判しであったのかということと、西有が僧侶の妻帯がどのような状況

有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について

「肉食妻帯令」への対応について四、明治時代前期曹洞宗における

ことを目指したとされている。 て出家者の立場を否定し、 が理解出来よう。なお、 は私服を着用しても良いとしたのであった。前項で確認した ことが認められ、 官布告」第一三三号において、「自今僧侶肉食妻帯蓄髪等可為勝 してみたい。 「肉食妻帯令」の公布である。その結果、僧侶が肉食し結婚する 既に関連する先行研究が見られるため、それらを受けつつ検討 但法用ノ外ハ人民一般ノ服ヲ着用不苦候事」とした。 前半第二問は、 改めて、 剃髪しなくてもよく、法務以外の用件において 明治五年 (一八七二) 四月二五日の 関連する布告はこの後も続き、結果とし この後者の点を論じたものであったこと 在家者と同じように戸籍に組み入れる 「太政 通称 対

弁じて示すこと左の如し。情不明之族、旨意取違驚愕致候ては不都合の儀に候。略して自今、僧侶肉食妻帯蓄髪等可為勝手の後布告有之に付、事

能はず。陽に解脱の形を票し、陰に繋縛の念を抱く者、十之沙門の徒、久しく游惰に流れ、仏祖真実の道を了ずること

八九は皆是なり

夫、字内万国文明日新の秋に膺りて独吾が皇国のみ斯の流夫、字内万国文明日新の秋に膺りて独吾な皇国のみ斯の流夫、字内万国文明日新の秋に膺りて独吾が皇国のみ斯の流夫、字内万国文明日新の秋に膺りて独吾が皇国のみ斯の流ま、字内万国文明日新の秋に膺りて独吾が皇国のみ斯の流

敷事。 各自の好む処に任せて早く裁制せよ。 法を護持し、国恩を報ぜずんば、 仏子たるもの速に回光返照して従前の不規を改め憤発激励正 勝手たるべきの義〉、 ことあり。 ら顧て明に仏戒を持し、 れ我等が龍天に誓て末派の僧侶に期望する所以なり。 るに王律を以てす。且く鷲嶺の付嘱に基くと雖、 るに中世以降混じて王制の如く其犯戒の僧あれば、 且夫仏戒は素と仏弟子の禁にして天下普率の律に非ず。 今や明令一たび降り、 自ら是を厳整せしむ。是の時に当て 仏種を継ぐこと能わざるが如んば 更に何れの日をか待ん。是 仏律は沙門に委して〈委は 濫吹して法門を汚す間 亦、 之を罰す 甚しき 然

上記内容をまとめれば、布告で「可為勝手」とあった内容につ

全国の曹洞宗寺院・僧侶に向けて発したのであった。蓄髪などをして良いことになったわけではない、ということを、「可為勝手」というのであって、好き勝手に肉食・妻帯・とを、「可為勝手」というのであって、好き勝手に肉食・妻帯・いて、結局、江戸時代までは仏制の上に王制を置いて、その中でいて、結局、江戸時代までは仏制の上に王制を置いて、その中で

批判する建白や僧侶の弊風改善を願うに及んだ。 ことになるといえよう。一方で、 像される。 務省に対し、 解出来よう。曹洞宗以外でも、 上で仏祖真実の大道を明らかにさせようという思いがあったと理 という一節からは、 道を了ずる」や、「仏祖の大道再び宇内に興隆せんこと必せり」 の持律による仏法興隆を願っていたことも分かる。「仏祖真実の から一ヶ月が過ぎるまでに、 返照して従前の不規を改め」という一節があるため、 しよう。文中に「沙門の徒、 しかし、この一文を虚心坦懐に読めば、 それは、 諸宗派の管長などと合同で、 曹洞宗僧侶に自律的な仏戒護持を願い、 この段階で問題のある僧侶がいたことを意味 問題を起こす僧侶が認識されていた 久しく游惰に流れ」や、 先に挙げた浄土宗の福田行誡は内 当時の曹洞宗の指導者層は僧侶 当時の僧侶の様子が 布告の内容を正面から 布告が出 「速に回 その . T 光

を求めたものである。内容は、曹洞宗務局による従来の布達を当九〇一、大本山總持寺独住第二世)から内務卿・松方正義に認可は明治一八年四月に当時の曹洞宗管長・畔上楳仙(一八二五~一る男女の別を明らかにする形で行われた。最初の『曹洞宗宗制』この後も曹洞宗務局は僧侶の結婚を認めず、それは寺院におけ

号 曹洞宗寺法條記」を見ると、以下のようにある。平寺貫首第六三世)が全一一号として編集したものだが、「第三時の宗務局総監・滝谷琢宗(一八三六~一八九七、後に大本山永

第九條

寺院中に女人を寄宿せしむ可らず

子を寄宿せしめざるも亦同じ。 子を寄宿せしめざるも亦同じ。 子を寄宿せしめざるも亦同じ。 子を寄宿せしめざるも亦同じ。 子を寄宿せしめざるも亦同じ。 子を寄宿せしめざるも亦同じ。

條末尾に「尼庵に男子を寄宿せしめざる」という一文が付記され 少ないため、表題には「女人を寄宿せしむ可らず」とあるが 時代も男性僧侶 でも理解されてきた政教分離が自覚され、 能・適用範囲を総括するものといえる。 を護持するように説いたものである。 明確に妻帯を禁止する内容で、従来の布達や国からの命令の機 女性僧侶にも男性僧侶同様の持律を求めたことが分かる。 (比丘) が圧倒的に多く、 なお、 しかも、 女性僧侶 その上で自律的に宗規 曹洞宗では大体どの 当時徐々に日本 (比丘尼) 同 が

有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』

について

院までも二分化する提案まで行われた。宗派内ではその後も僧侶 開されたと思われるが、僧侶のあり方を「(清僧としての) したのであった。 めつつ、夫婦という新しい姿で寺院を運営していくべきだと主張 家族論』(桜樹下堂・一九一七年 [大正六])では僧侶の結婚を認 の結婚に関する議論は続き、著名な問題提起として、 方案」では、 は、 (一八六〇~一九三七、大本山總持寺独住第八世)による『僧侶 その間 僧侶の妻帯は実質的に黙認されたということになるのだろ (俗僧としての) 唱導師」に分けて、 原坦山 明 治二三年に曹洞扶宗会が示した「曹洞宗 (一八一九~一八九二) の見解を受けつつ展 その地位や晋住可能寺 栗山泰音 弁道 改 進

全てを否定したことが知られている。全てを否定したことが知られている。とそれに対する曹洞宗の行政機関上記は、通称「肉食妻帯令」とそれに対する曹洞宗の行政機関上記は、通称「肉食妻帯令」とそれに対する曹洞宗の行政機関上記は、通称「肉食妻帯令」とそれに対する曹洞宗の行政機関

五、西有穆山と大内青戀

うる書)」と呼ばれる書簡で、西有の語録の末尾に収録されてい⁽³⁾ を採り上げておきたい。それは、「與青巒居士書(青巒居士に与本論の結論に代えて、今一つ、僧侶の結婚に対する西有の見解

> 三学研鑽に優れた人を求めるなどし、 創設の義とする・仏法を宗として天下の善術を集める・安心立命 た、 八~一九〇五)が、護国協会を改名して明治一七年一月に設立し は、 八四五~一九一八) る。 幹事たる青巒に対し、以下のような言葉を贈って激励したので 敷衍を図るに至った。そこで、 のために同協会では『十善法語』を明治一七年八月に発行して 八~一八〇五)の『十善法語』を方針にすることを明記した。 の模範になるような尊宿を同協会の導師にすることや、戒定慧の る要約)という「要領五則」 の要旨である・各会員は身命を捨てて正法に帰する」(筆者によ は各自信じるところの宗義に任せる・四恩に報答することが実践 長州藩の奇兵隊士で旧帝国陸軍中将であった鳥尾小弥太(一八四 あった。 鳥尾自身が述した『明道協会要領解説』 「通則」「内則」「福田衆規則」の三つが制定されているが、 通仏教の組織である。 青巒のことを明道協会の幹事と呼んでいる。 内容は、西有が自ら組織した敲唱会会長として大内青巒 宛に送ったものであった。この書簡で西 同協会が刊行した『明道協会総則』 が掲げられた。更に諸規則として 同協会の活動を評価した西有は 特に慈雲尊者飲光(一七一 には 「護国大意をもって 明道協会とは元

貫徹し、将来の僧侶の噉肉・畜妻、地を掃いて蕩尽すれば、肉・畜妻を厳禁せんと欲するべし。而して足下、自ずから其肉・畜妻を厳禁せんと欲するべし。而して足下、自ずから其志土誓約して明道協会を設立して、将に僧尼令を発して噉

亦た快ならざらんや。

発表したいと思っている。 とが窺える。 ものだと思いたい。今後、青轡の戒思想については何らかの形で ものだと思いたい。今後、青轡の戒思想については何らかの形で ものだと思いたい。今後、青轡の戒思想については何らかの形で ものだと思いたい。今後、青轡の戒思想については何らかの形で

めた。 たものである。 刊行されることを知ったため、 題を中心に、 で明確に解明されていたため、 であるか否かを思想的に定めようと思っていたが、伊藤氏の著作 本論は、二〇一八年中に一度まとめたが、入稿する前 伊藤勝司編著 同著が西有の著作として判断可能かを検討するに留 当初は、 『西有穆山という生き方』が二〇一九年一月に 『弾僧侶妻帯論』そのものが西有の著作 同書の見解を待ってから書き改め 新出資料である『対客一話 の段階 の解

註記

- 巻)を参照した。(1) 古田紹欽 『弾僧侶妻帯論』解題」(『明治仏教思想資料集成』第六
- (≈) Richard Jaffe [Meyji Religious Policy, SotoZen, and the Clerical

している(同誌五九頁脚註)。 一九九八年)では、明らかに有安道人を西有のペンネームとして指摘の九八年)では、明らかに有安道人を西有のペンネームとして指摘

3

- 『弾僧侶妻帯論』の末尾に、「吾常ニ佛法ノ頽廢ヲ憂ルニ依テ終ニ國『弾僧侶妻帯論』の末尾に、「吾常ニ佛法ノ頽廢ヲ憂ルニ在リ慨然トシテ寝食ヲ忘テ獨リ空ク長歎息スルノミ或人默家ヲ憂ルニ至リ慨然トシテ寝食ヲ忘テ獨リ空ク長歎息スルノミ或人默家ヲ憂ルニ至リ慨然トシテ寝食ヲ忘テ獨リ空ク長歎息スルノミ或人默なり、
- 前出註記(1)の古田による解題の指摘を参照した。

4

- (5) 『西有穆山という生き方』二六三頁参照。
- にそれぞれ「有安老人口演」とある。(旧蔵者は大本山總持寺独住第二世・畔上楳仙)であり、表紙と冒頭() 参照した『正法眼蔵開講備忘』は、長野県山ノ内町興隆寺所蔵木
- (7) 『弾僧侶妻帯論』一丁表
- (8) 『弾僧侶妻帯論』五丁裏
- 9 三~一二一二)は『選択本願念仏集』冒頭で、中国浄土教の道綽(五 かな相違が見られる。例えば、 六二~六四五)が で用いられた。「聖道門」とはいわば、 自力門・他力門 「聖道門」は「浄土門」と対応する言葉として、主として浄土教系 |行の功徳を頼りに仏道の目的を達する僧侶のことである。 | 浄土 聖道を捨ててまさしく浄土に帰する」 は、 自ら浄土門として判釈を進める旨明記している。 それらを諦めて阿弥陀仏の本願に帰依するため、 などがある 『安楽集』において、 日本の浄土宗開祖である法然(一一三 自らの能力や、 態度であったことを承けつ 「聖道・浄土の 類似した分類に 持戒を含めた 両者は明ら 二門を立て
- (10) 「第二説夢編」六丁裏

- (11) 「第二説夢編」一丁表~裏
- (12) 「第二説夢編」一丁裏
- (13) 「第二説夢編」二丁表
- (14) 「第二説夢編」二丁表~裏
- (15) 『西有穆山という生き方』二六三~二六五頁参照
- (16) 『対客一話』一丁表~裏
- (17) 『対客一話』二丁表
- 神学』一九六七巻六号所収)を参照した。(8) 徳善義和「日本におけるルター研究」(日本基督教学会編『日本の
- (19) 『対客一話』五丁裏、『全集』第二巻・一六五~一六六百
- 文脈があると指摘されるものの、詳細は不明。(2) 『全集』第二巻・一六六頁頭註を参照すると、『法華経』に関連する
- (21) 『対客一話』六丁裏
- まず育は香育されていますが、これでは、これでは、これでは、「明治前期曹洞宗の研2)、特に川口高風「政府による僧侶の世俗化」、『明治前期曹洞宗の研2)
- (3) 『明治五年曹洞宗両本山布達全書』三丁裏~四丁表究』第五章第六節(二三六~二五○頁)を参照した。
- (24) 『明治五年曹洞宗両本山布達全書』四丁裏~五丁表
- (25) 「建白並垂訓」及び「僧風釐整の建言」、『行誡上人全集』五〇八~
- (26) 『明治十八年曹洞宗務局普達全書』五二丁表~裏
- の世俗化」を参照。 た全文を参照した。原坦山の見解については、川口「政府による僧侶(幻)『曹洞扶宗会雑誌』第二五号(明治二三年一〇月発行)に掲載され
- (28) 川口「政府による僧侶の世俗化」を参照。
- (2) 『直心淨國禅師語録』巻十、第四冊一一八丁裏~一一九丁表
- (3) 大内青巒に関する事績や先行研究は菅原研州「大内青巒居士の禅思
- 有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について想」(『東海仏教』第六一輯・二○一六年)を参照されたい。

- (3) 『直心淨國禅師語録』巻十、第四冊一一九丁表、訓読は筆者)
- (三三八~三四三頁)を参照した。 川口高風「敲唱会の結成」、『明治前期曹洞宗の研究』第七章第五節

参考資料

- 「第二説夢編」も合冊された本学図書館情報センター所蔵・禅研究所配第二説夢編」も合冊された本学図書館情報センター所蔵・禅研究所配案本(請求番号188.8/01415、ただし検索サービスでは『禅僧侶妻帯論』と表記しているため注意が必要)を参照した。字体から活字版として印と表記しているが、頁数の数え方は和書袋綴版の方法に準じているため、刷されているが、頁数の数え方は和書袋綴版の方法に準じているため、本論でもそれに倣った。また、明治仏教思想資料集成編集委員会編『明治仏教思想資料集成』(同朋舎出版・一九八二年)の第六巻には、前編のみ翻刻収録され古田紹欽が解題している。解題では、後編の執筆を示唆していると指摘しつつ、その刊行については定かではないとしている。しかし、本学所蔵本は後編も完備しており、解題等は本文で示す通りである。また、本論後半で採り上げた筆者蔵『対客一話』は、更にその続編に位置付けられよう。
- た。引用に際してはカナをかなにし、適宜句読点を付すなど見易く改めた。引用に際してはカナをかなにし、適宜句読点を付すなど見易く改めた。引用に際してはカナをかなにし、適宜句読点を付すなど見易く改めた。
- 明道協会編『明道協会総則』明道協会・一八八五年
- 鳥尾小弥太述『明道協会要領解説』加藤万作・一八八五年
- 福田行誡『行誡上人全集』仏教学会・一九〇五年
- 西有穆山著・岸澤惟安編纂『直心淨國禅師語録』(全四冊・全一〇巻)

鴻盟社・一九二六年

・岸澤惟安『先師西有穆山和尚』道元禅師讃仰会刊行部・一九三八年

·川口高風 『明治前期曹洞宗の研究』法藏館・二〇〇二年

· 西有穆山禅師顕彰会編『西有穆山禪師-禅師顕彰会・二〇〇九年 -没後百年を迎えて』西有穆山

伊藤勝司編著・西有穆山禅師顕彰会協力『西有穆山という生き方』大法 春秋社『道元禅師全集』全七巻、引用等を行う場合には『全集』第〇 輪閣・二〇一九年一月

巻・○○頁と略記した

【翻刻資料】

『対客一話

※凡例

・当資料は、筆者蔵『対客一話』全編を翻刻したものである。

翻刻時の行数・字数などは原典に従った。丁数は数字と表裏の

表記のみで略記した。

字体は概ね原典に従ったが、類似の字体表記の場合もある。 原典で指摘する書き損じの訂正は、

した。 場所を下段に移動して掲載

翻刻時に留意された点や、 ては末尾に註記を付した。 出典を検討した引用文・語句につい

現代の人権重視の観点からは、 た。取り扱いには注意されたい。 も散見されるが、当時の資料の再現を企図し、そのまま翻刻し 一部差別的と思える文脈や用語

表紙】

對客一話 全

對客一話

或僧云ク吾宗祖道元禅師ヲメ若シ此ノ開化文明ノ丗ニ在ラシメハ(+) 争テカ敢テ越ノ深山圏谷ニ隠レサセ玉フコトアランヤ必ス東京ニ在

甚シキ無間獄ノ大罪人也」夫髙祖ノ越山ニ隠韜セラル時ヲ史 夢ニタモ不知浅智俗情髙祖ヲ賛スルカ如クニシテ髙祖ヲ誘スル 如秋月髙祖宗旨ヲ開クニ意無フメ其子孫ニ至テ自ラ開ルモノ 其時枕ヲ居トセス已ニ開キシ與聖寺ヲモ顧ミス其心ノ皎潔タルコト 正ニ興ラント欲ス其時ニ當テ髙祖宋ヨリ帰リ玉フ縉紳武将競 乘ニ徴メ微細ニ観察セヨ天台真言稍で衰ヘントス浄土日蓮真宗 今丗ノ開化ノ動揺ト一宗開闢ノ時機ト何レカ重ク何レカ軽キヤ然ルニ テ帰依ス他宗他泒ノ僧僧或ハ参シ或ハ改宗シテ弟子トナルナリ而メ テ事ヲ執リ百計千謀為宗門尽力スベシト是レ髙祖ノ道徳ヲハ

l ウ

利ノ念八識心田ニ入ルコト油ノ麺ニ入ルカ如ク萬劫ニモ除キカタシ ラント又謙 平道元禅师ヲメ西京ニ留ラシメハ五山十刹ハ必ス曹洞宗ナ 競争ノ時スラ京都ニ居ルヿヲ欲セス已ニ建立スル所興聖寺ヲ ヲ知ルカ如シ僧ノ隠逸伝ヲ編スルニ及ンテ第一頭ニ岁セリ開宗 ニ譲ルベカラス且ツ参内セス紫衣徽号ヲ受ケザルコト汝法孫 ト若シ此時ニ於テ髙祖鎌倉ニ留ラハ鎌倉ノ五山モ敢テ熇済宗 七生更ニ彼レノ罩坐牀下ノ圡ヲ除去スルコト七尺彼レヲ誡ニ曰ク汝名 ルノミナラズ 寄附地ノ証書ヲ持シ来ル所ノ玄明首座ヲ罸スルコト カ佛土ニアラサル何ノ帝王カ佛敕ヲ受ケサルト古人云昔日若シ永 メ此事アルコトヲ知ラスヤ深草ノ元政他宗ト錐K髙祖ノ道徳 ハ吾曹洞宗ニアラスヤ故ニ開宗ノ事ヲ朝廷へ願ハスシテ曰ク何ノ国土 | 倉北條氏建長寺ヲ創 草シテ開祖ニ請スルヲモ受ケザ

2 オ

明ノ丗人ト交際シカタシト是又惑ヘルノ甚シキモノ也開化文 際ハ夛ク是婬房酒肆花街柳巷ノ交際ナルベシ自ラ己レノ 適ナルベシ元僧侶ナルカユヘニ僧形持戒ヲ嫌フノ人ハ三寶帰依 服ナルニアラスヤ法用ハ無論檀家信徒ニ於テ法服ヲ忌ム理ァラ 法賊ト謂ツベシ ニ留在スルコトヲ欲セサルニアラスヤ況ンヤ吾宗祖ニ於テヲヤ汝髙 宗ノ道徳僧ト称スルモノスラ官ニ奔走シ事務ニ區にトメ東京 ルモ汝等想像ノ如ク豈ニ東京ニ留在スルノ所行アランヤ今日諸 如此脱塵清潔髙唱不羈ノ髙祖ニメ縦令今日ノ開明ニ処セ ンヤ何ノ交際ニ障ルヤ若シ方袍圓頂ヲ嫌フ人ニハ交際セサルモ亦 祖行状記ヲ拜閲スルモ眼ナシ道心ナシ空ク其門下ニ衣食シ 、人ニアラサルベシ交際スルモ何ノ益カアランヤ可知汝カ所謂や ノ丗人トハ誰ソ諸本山継目参内内務省社寺局往来ハ法 又或僧云ク俗服蓄髪肉食セサレハ開化文

明

2 ウ

只肉體ヲ愛シ煩惱ヲ養ヒ無明ヲ長セシメ因果ヲ昧シ未来 頂方袍ノ功徳ニアラサルコトナシ然ラハ則チ佛形佛相ヲ保護メ 住 裟ヲ離ル、片ハ 离(原文ママ 不品行ヲ吐クニ似タリ汝僧侶トノ袈裟ノ功徳ヲ知ラス一夜モ袈 ニ流シテ自ラ誤ルノミナラス他ヲメ誤ラシム是レ宗門ノ外道々徳 ヲ恐レス仸祖ノ恩ヲ治空ク信施ヲ費シ悪風ヲ他ノ少年輩 日夜寝食ニ換ハテモ住持三宝ヲ圖ルベキニ口ヲ文明ニ借レテ ハ勿論 一莖華一葉ノ紙ニ至ルマテ皆是レ佛戒佛袈裟円 衣宿ノ過アリト況ンヤ汝出家以来ノ衣食

捨テ不顧忌名利如蝎蛇背敕意紫衣徽号ヲ不受

愛知学院大学 教養部紀要 第66巻第2・3合併号

為:|説性|譬如ト説:|火性即是熱相|説:|熱相|即是火」性| 如『火熱』是其性煙是其棚 近為△性遠為△相宗』是レ水の「火熱」。 云如『釈子受』持 禁戒』是其性 剃髮割截染衣是其相 、罪人ニノ斬首ヲ啻ナラズ大論云説」性則為」説相」説」相則 又 相。

ノ相ニ煙ナク俗ノ相ニ剃髪染衣ナキカ如シ又水性ニ熱ナク俗

(3 オ

豊二僧ノ性アルモノニメ俗相ヲ好ムヘケンヤ是故ニ内外性相言行 性ニ受持禁戒ナキカ如シ豈ニ俗相ヲ好ムモノニ僧ノ性アルベケンヤ

故君子愼、其獨,也ト於欬乎應知一言一行ミナ是レ已レノ本心本 アラハル豊ニ隠スコトヲ得ンヤ是所謂莫」見 乎隠; 莫」顕; 乎微; ヲ以テ人ヲ鑑ルトキハ鏡ニ物を移スカ如シ内ニアルモノハ必ス外ニ

性ヲアラハス豈ニ慎マザルベケンヤ彼等口実ニ云ク旧習頑愚ノ田 舎僧ハ表ニ方袍円頂ヲ標スルモ内ニハ肉食犯婬忌ム所トシ外

相何ンゾ是トスルニ足ランヤト汝シカラバ表ニ俗相ヲ好ムモ内ニ禁戒 ヲ持ツヤ否ヤ不持スト必セリ汝俗相ヲ好ムモノハ元ト破戒ヲ縦

ニセント欲スルヨリ起ルナルベシ決メ内ニ戒ヲ持テ表ニ俗相ヲ標スル

ミニアラサルベシ然レ氏一歩許ソ汝ヲ以テ表ニ俗相ヲ標ソ内ニハ持戒 不犯トスルモ内ニ戒ヲ犯シテ表ニ僧形ヲ守ルノ田舎僧ト五十歩

百歩ノ論也汝モ亦一是一非彼モ亦是一非ノミ汝縩カニ學才

3 ウ

養育セラレ其功徳ニ報ルノ僧形ナシ是レ外相ノ俗ナルヲ以テ自 アツテ文明ノ時機ヲ知ルノ面目ヲ粧ト錐モ佛恩ヲ知ラス佛衣 / 功徳ヲ知ラス僧形ハ岺離ノ標幟タルヲ知ラス信施ノ財ニ

> 者ニメ僧侶ノ俗僧ヲ見テ信心ヲ起シテ施物ヲ援スルノ人アランヤ 実三寶帰依ノ人ニメ汝カ俗相ヲ見ザルノ人ナルベシ真実ノ信 愚信ノ野人ナランカ真実三寶帰依ノ人ト謂ヒタカシ否ナ真 タトヒ我レ俗相ナルモ檀徒敢テコレヲキラハス四事供羪ノ施物ヲ授 然ニ信者ノ志ヲ失ヒ是レ三寶帰依ノ信心ヲ壊ル実ニ獅子 君子努其本ヲዼル汝何ゾ慚愧ヲ知ラザルヤ汝何ソ シ来ルト是レ汝カ俗相ヲ愛スルニ非ス寺ノ慣習ト人情ニ止ルノミ或

因果ヲ恐レザルヤ

或僧云親鸞ハ英雄ナリ六百年前ニ妻帯宗ヲ開キ[○]マルチ⁽⁶⁾

4オ

コトへ〜ク妻帯宗タラシメ彼ノ親鸞マルチンニ習ヒ英雄豪傑ノ 妻帯シテ恬トメ耻サルノミナラス吾等率先シテ吾清僧宗ヲメ ンリョーサハ豪傑ナリ三百年前ニ妻帯宗ヲ開ケリ故ニ我等公然

聞ケ夫レ「マルチンリヨーサ」ハ定テ豪傑ナルベキカ我レ洋學セサル 後ヲ觀ルノ眼ナシト錐ヒ聊カ欬ニ考ル所アリ汝少ク耳ヲ傾

名ヲ後丗ニ傳ヘント欲スト其然リ又 (7)

予元ヨリ数百年前ノ前

ヲ以テ其宗義其時代ノ景況如何ヲ知ラス然レモ羅馬ノ末法

以テ人民尽ク之ヲ厭フ其ノ虚ニ乘ノ異趣義ヲ主張ノ身命 王暴政奢侈窮リナク随テ僧侶モ亦權威ニ傲リ品行不正ヲ

ヲ顧ミザルハ実ニ豪傑タルモソレカ為メ幾百万ノ戰血ヲ濺クニ至

致ナリ尚今日ニ至テ軋轢止マサル所以也血子血孫相續スル 、ハ我人天慈父ノ忍ビザル所ナリ是レ佛ノ正法ニアラサルノ所 有安道人『弾僧侶妻帯論』と有安老人『対客一話』について

トキハ尽未来際睚眦止ムベカラズ然レバ則チ一宗ヲ開クハ一修

羅場ヲ開クト可謂也

萬民ニ至ルマテ天下ノ瞻仰傾心水ノ低キニ就クカ如ク実ニ活如来 又親鸞ノ如キハ何ヲ以テ英雄ト云ハ、法然上人ハ上帝王ヨリ下(8)

ルモ二三ト下ラサルノ俊邁英質ヲ以テ断然異赴義ヲ唱へ異 ト称スルニ至ル其時ニ於テ親鸞其弟子トナルタトヒ其門下ニ屡ス

國師トナル名譽高昂威光赫灼其時ニ當テ身ヲ優婆 行ヲ現シ且ツ諸宗ノ清僧帝王ノ帰依ヲ受ケ戒師トナリ

塞ニ下リ自ラ愚禿沙弥ト称シ天下ヲ漂遊シテ艱難辛

苦ヲ厭ハス愚夫愚婦ノ教導ニ孜々タルハ実ニ為シ難キノ所

行ト可謂也其操行ノ結果ニ依テ今日真宗ノ隆盛諸宗 ノ上ニ岁ルモノハ実ニ羨ムヘク実ニ賛へベシ六百年前ノ先(タ)

見感スルニ余リアリ実ニ英雄ト謂ハサルヲ得ス然レモ一歩進

ンテ佛法ノ大体ヨリ之ヲ見ルトキハ論破セザルヲ得ス夫レ

[5オ]

佛一代ノ
所説
戒定慧三學
ヲ以テ本トセサルハナシ
梵網経ハ
華 嚴ノ開経佛最初ニ戒ヲ説キ又入涅槃ニ至リ遺教経ニ云波羅

提木叉ハ汝等カ大師ナリ展轉ノ行之如来法身常ニ在ノ不滅 ト法華ニ於常在霊鷲山ト云モ是之ヲ謂ヒ也又四分律

治原文マ |記こ云佛一代教化ノ切ハ戒過」米]||佛法僧ノ三宝ハ四恩

^ 随一 『 メー切衆生ノ帰処ナリ其三寶中ノ僧ナルモノ豈ニ無戒 僧ヲ謂ハンヤ豊ヰ僧ヲ謂ハンヤ豈ニ無戒ノ佛アランヤ豈ニ

> 道理也又在家善男女三宝ヲ供羪スルニ於テハ僧侶ノ持戒 宗ノ開クルカ為ニ佛法ノ衰滅ヲメ早カラシムルコトハ見易キ 佛二先見無フメ漫リニ戒ヲ設ケ末丗ノ僧侶ヲ累ハスト謂ハン ヤ決シテ然ルベカラザルコトハ白中ニ太陽ヲ見ルヨリモ明カナ 、為ニ佛法ノ壽命五百年ヲ減スヘシト真宗ノ如キ妻帯 ¹阿難告佛耶輸夛羅ノ岁家ヲ許シ玉フト佛ノ言ク女僧

5 ウ

身自肉供養三宝諸比丘既受信施云何不修シカア 婆塞優婆夷善男子善女人以妻子肉供養三寶以 破戒ヲ簡フベカラスト云ハ佛祖ノ誡ナリト錐供羪ヲ受ル僧侶 ニ於ハ尽ク破戒ヲ誡ム正法眼蔵発無上心巻云ク佛言優

養スルハ自身オヨヒ妻子等ノ身肉皮骨髄ヲ供養シタテマツ レハシリヌ飲食衣服卧具醫薬僧房田林等ヲ三宝ニ供

ルナリ

不清浄僧清浄僧ト同列シテ供養ヲ受ルハ不浄僧其罪(這) アリト若シ我レニ戒徳ナクンハ何ニ依テカ信施ノ債ヲ償ハン

ヤ無戒ノ僧侶ニメ秐ゝノ供養ヲ受ルハ尽ク隨獄ノ因トナル(ほ)

敬スルハ上天往生ノ因トナルモ真宗無戒ノ僧侶ハ尽ク隨 ベシ然レハ則チ真宗ノ信徒金銀米穀ヲ不惜供養共

獄ノ因トナルモ亦知ルヘカラス況ンヤ清僧ノ名ヲ標ノ破

【6オ】

真宗ヲ羨ンテ宗規ヲ変シテ公然妻帯宗トナラント 戒無慚ノ者ハ豈ニ恐レサルヘケンヤ然ルニ今日清僧タル者

愛知学院大学 教養部紀要 第66巻第2・3合併号

槌鼓攻ルモ亦可也暗ニ親鸞「リヨーサ」ノ英傑を傚フト鱼 欲スルモノハ実ニ宗門ノ魔魅也宗祖ノ怨敵也宗門ノ僧徒

ノ盲目道中ノ禽獣ト謂ツベシ又今日佛法ノ僧侶ヲメ 「リヨーサ」ノ修羅場ト親鸞ノ法害アルコトヲ知ラス法中

尽ク妻帶セシムルトキハ一層佛法ノ隆盛ヲ得ルモ亦知ル

術アルノミ真宗隆盛ト云ヘケンヤ而血子血孫ノ以テ相

ヘカラスト 鱼 氏三寶中ノ一宝於乎滅スヘシ唯経論學

續スルニ至ラハ宗教ノ人我儘ニ増長メ羅馬法王ノ位置

図ルベシカラズ是レ佛ノ正法ニアラサルカ故ニ吾深ク憂之(ワン) ヲ占ルモ亦計リ難シト錐戦争殺戮ノ惨状ヲ来スモ亦

且吾日本一小國ノミ釈徒尽ク妻帶タルモ支那西藏

6 ウ

暹羅錫倫印度ノ如キハ尽ク小乗人戒律ヲ持ノ清

僧タリト言フニアラスヤ後丗若シ米國オ氏ノ如キ大信

者アリ戒律ヲ主張シ強大國ノ帝王アリテ其道ヲ信

セシムルカ如清僧ヲ保護シテ日本ニ派遣セシムルニ至ラハ シ異國ノ清僧ヲ以テ今日耶蘇面師ヲ日本ニ派遣

俄然トノ起キテ禿筆ヲ掃シ遂ニ一篇ヲ綴ル因テ我 如何ナル景状ヲ顕出センヤ思ヒ

京三至テ一夜不堪眠

宗諸兄弟ニ一言ス妻帯夛同ノ憐儀ニ決スルヿ勿レ

露ノ身命ヲ以テ常住不変ノ法身ニ換却シテ 将来ノ杞憂ヲ抱キ確乎不抜ノ志ヲ起シ如幼草(ミタ)

宗門ヲ復古シ佛祖之大恩ニ報答スベシ

有安老人對客一話 終

奥書

明治廿八年 清隠山安居之日

三月初三日 微笑庵謹寫

翻刻註記

1 前半第一問

(2) この「」」は問いを終える箇所を示すために挿入されたと思われる が、文意からすれば、二行前の「尽力スベシト」までが第 に該当すると思われる。 一問の問い

3 前半第二問

(4)『大智度論』巻三一「釈初品中十八空義第四十八」からの取意、『大 正蔵』巻二五・二九三b

5

『中庸』第一章、『大学・中庸』一四一頁

6 後半第一問

7 以下、 以下、後半第一問に対する第一の応答となる。

9 8 「へべシ」とあるが、 後半第一問に対する第二の応答となる。 おそらくは「フベシ」であろう。

謹白

- (10) 『遺教経』からの取意、『大正蔵』巻一二・一一一〇c
- (11) 『妙法蓮華経』「如来寿量品」、『大正蔵』巻九・四三c
- 収)を指すと思われるが、該当する文脈は不明。(2) 著作名から霊芝元照『四分律行事鈔資持記』(『大正蔵』巻四〇所
- (3) ゴータマ=ブッダの妻であったヤショーダラー(漢訳仏典では「耶輸陀羅」と表記されることが多い)出家に因む話である。典拠としては複数考えられる。女性の出家により仏法(正法)の寿命が五百年短となる説は、ゴータマの継母ゴータミー(マハーパジャパティー)の一・六〇七b)されることもある。律典の一部は、ゴータミーとヤショーダラーの出家を同時期とするものもある。
- (4) 本文の註記(19) を参照のこと。
- 以下、後半第一問に対する第三の応答となる。

15

- (16)「墮獄」と書くはずだったと思うが、著者か書写者か、何れかの誤(
- (17) 「シ」は衍字か。
- (18) 「纫」と読めるが、「幻」の誤記であろう。

19

の用紙になったものか。

参考資料

- 略記し、巻数・頁数・段数をもって表記した。『大正新修大蔵経』を参照した。引用などを行う場合には『大正蔵』と
- 金谷治訳『大学・中庸』岩波文庫・一九九八年